

地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等

(能代市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例)

能代市では雇用機会の創出と地域活力の再生推進のため、本社機能の事務所等を本市の区域内へ移転又は本市の区域内において拡充する事業者に対して、3年間、固定資産税の課税免除及び不均一課税を行っています。

1 対象事業者

秋田県の地域再生計画に基づいて作成し、令和8年3月31日までに県からの認定を受けた特定業務施設整備計画に従って下記の事業を実施する事業者

- ・移転型事業：地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業
東京23区から特定業務施設を能代市に移転して整備する事業
- ・拡充型事業：地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業
地方において特定業務施設を整備する事業（東京23区以外からの移転を含む）

2 特定業務施設の取得価額の要件

県の認定を受けた翌日以後3年を経過する日までに特定業務施設又は特定児童福祉業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産(※)の取得価額の合計額が3,800万円以上のもの（中小事業者等においては1,900万円以上のもの）

※建物及びその附属設備、構築物、機械設備及び装置、船舶、飛行機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品。

3 対象となる資産

- ・特別償却施設である家屋又は構築物並びに償却資産
- ・当該家屋又は構築物の敷地である土地
(土地取得の翌日から1年以内に当該家屋又は構築物の建設の着手されていること)

4 税率

区分	1年目	2年目	3年目	4年目以降 (本来の税率)
移転型事業	課税免除	課税免除	課税免除	100分の1.4
拡充型事業	0	100分の0.467	100分の0.933	100分の1.4

5 適用期間

事業の用に供した日の翌年度から3年間

6 申告期限

適用を受けようとする初年度の初日の属する年の1月31日まで

※償却資産申告書と一緒に提出してください。

7 提出書類

- ・固定資産税（課税免除・不均一課税）申告書
- ・家屋平面図及び配置図並びに敷地のわかる図面
- ・適用を受けようとする償却資産の明細を明らかにする書類
- ・事業の用に供した日及び取得価額を明らかにする書類
- ・秋田県が認定した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定書の写し

※その他、必要に応じて個別に資料の提出を求め場合があります。

8 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127（直通）

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp